

全日本学校関係緑化コンクール実施要領

公益社団法人国土緑化推進機構
(一部改正) 国緑 24 第 66 号
平成 24 年 3 月 30 日

第 1 趣 旨

学校を中心とする緑化活動は、次の世代を担う青少年の緑化思想の高揚はもとより、国土緑化運動の推進のためにも、きわめて重要な意義をもつものである。よって、青少年の緑化活動および学校における緑化教育の一層の推進を図るため、学校関係緑化コンクールを実施する。併せて、学校関係緑化の協力者を表彰する。

○ 第 2 主 催 公益社団法人 國土緑化推進機構

○ 第 3 後援申請（予定） 文部科学省、農林水産省、日本放送協会

○ 第 4 コンクールの種類

- (1) 学校林等活動の部
- (2) 学校環境緑化の部

○ 第 5 参加の資格および条件

1. 学 校

(1) 学校林等活動の部

小学校、中学校、高等学校で、広く森林（当該林と学校とのかかわりについては、それが所有権によるものか使用・貸借契約によるものか等のいかんを問わない。以下「学校林等」という。）を計画的、組織的に活用して、児童・生徒の緑化に関する教育、林業体験、体験学習等（高等学校における林学科のみの活動を除く。）に顕著な教育効果をあげた学校（昨年度に特選、準特選になった学校を除く。）

(2) 学校環境緑化の部

小学校、中学校、高等学校で、児童・生徒等による計画的、組織的な環境緑化を進め、優秀な環境緑化の実績をあげるとともに、樹木等を活用して児童・生徒の緑化教育の面でも顕著な教育効果をあげた学校（昨年度に特選、準特選になった学校を除く。）

2. 協力者

学校関係緑化に特に功績のあった団体または個人（原則として公職者を除く。）であって、都道府県知事の推せんによるもの

○ 第 6 参加申込

参加を希望する学校は、学校林等活動状況調書（様式 1）または学校環境緑化実施状況調書（様式 2）を都道府県知事に提出する。

第7 審査および推せん

1. 都道府県知事の審査および推せん

(1) 学 校

都道府県知事は、学校林等活動状況調書または、学校環境緑化実施状況調書を審査し、学校林等活動の部、学校環境緑化の部のそれぞれについて、小学校、中学校、高等学校別に、原則として優秀校1校を選定し、推せん理由を付して、その調書を国土緑化推進機構に提出する。この場合、コンクールの種類別に小学校、中学校、高等学校別の参加校を付記する。

(2) 協力者

都道府県知事は、学校関係緑化に特に功績の認められる団体または個人（原則として公職者を除く。）について、その業績を学校関係緑化協力状況調書（様式3）に記載のうえ、国土緑化推進機構へ推せんする。

2. 中央審査会および審査

(1) 中央審査会の審査員は、国土緑化推進機構理事長が委嘱する。

(2) 学校林等活動の部

中央審査会は、都道府県知事が推せんした学校について審査し、必要に応じて現地調査を行い、小学校、中学校、高等学校別に、特選校1点、準特選校2～4点、入選校若干を選定する。

(3) 学校環境緑化の部

中央審査会は、都道府県知事が推せんした学校について審査し、必要に応じて現地調査を行い、小学校、中学校、高等学校別に、特選校1点、準特選校2～4点、入選校を若干選定する。

(4) 協力者の選定

中央審査会は、都道府県知事が推せんした団体および個人について審査のうえ、優秀なもの原則として3点を選定する。

第8 表彰の種類

1. 学校林等活動の部

小学校、中学校、高等学校別に次の賞を授与するとともに、特選小学校に日本放送協会会長賞をあわせて授与する。

特 選 農林水産大臣賞

準特選 國土綠化推進機構会長賞

入 選 國土綠化推進機構理事長賞

2. 学校環境緑化の部

小学校、中学校、高等学校別に次の賞を授与するとともに、特選小学校に日本放送協会会長賞をあわせて授与する。

特 選 文部科学大臣賞

準特選 國土綠化推進機構会長賞

入 選 國土綠化推進機構理事長賞

3. 協力者

協力者に次の賞を授与する。

協力賞 ノースロップ賞

第9 その他

1. 参加の特例

盲学校、ろう学校等の参加については、第5～第8に準じて取り扱う。

2. 推せん書の提出

(1) 提出先 (〒102-0093) 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館5階

公益社団法人 國土綠化推進機構

TEL : 03-3262-8457 FAX : 03-3264-3974

Mail : minowa@green.or.jp

(2) 提出期限 9月末日（厳守のこと）

(3) 表彰式 翌春開催予定の全国植樹祭において行う。